

ROYNE

ロイネ「人権方針」

1. 適用範囲

本方針は、ロイネおよび子会社のすべての役職員（契約社員・派遣社員含む）に対し、適用される。

2. 国際規範の支持・尊重

「世界人権宣言」や国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則及び権利に関する宣言」など、人権に関する国際規範を支持する。また、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づいて、人権を尊重する。

3. 適用法令遵守と国際的に認められた人権の尊重

日本はもとより、サプライチェーン上のそれぞれの国または地域における法と規制を遵守する。また、国際的に認められた人権と各国・地域の法令等の間に矛盾がある場合は、国際的な人権原則を最大限尊重するための方法を追求する。

4. 推進体制

本方針を実現する為の体制を構築し、サステナビリティ担当役員が本方針の遵守・実施状況を監督する責任を負う。人権への負の影響を特定し、その防止及び軽減を図り、またこれらについての説明責任を果たすために人権デューデリジェンスを実施する。

5. 救済・是正

事業活動が、人権侵害を引き起こした、或いは関与が明らかになった場合、適切な手続き・対話を通じてその是正に取り組む。

6. 対話・協議

独立した外部からの人権に関する専門知識を活用し、潜在的に影響を受けるグループやその他の関連ステークホルダーと真摯に対話・協議をする。

7. 教育・啓発

本方針が全ての事業活動に組み込まれ、実行されるよう全役職員（契約社員・派遣社員含む）に対し、適切な教育を行い、人権啓発に取り組む。

8. 方針の公開

本方針は、サステナビリティ担当役員に承認、取締役会に報告された上、一般に開示する。

代表取締役社長
橋本 徳也

2025年8月制定